

**小牧市と小牧商工会議所及び
名古屋芸術大学の三者による
連携強化に関する協定書**

平成20年1月21日

小牧市と小牧商工会議所及び名古屋芸術大学の三者による連携強化に関する協定

小牧市を甲、小牧商工会議所を乙、名古屋芸術大学を丙として、甲、乙、丙の当事者は、三者による連携の強化に関し、次のとおり基本的事項について三者協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、これまで甲、乙及び丙がそれぞれ培ってきた相互の連携と協働を一層強化するため、三者による包括協定を締結し、各主体が取り組むべき小牧における地域の課題に対して、学術研究の成果を活かした効果的な施策展開を図るとともに、次代を担う人材の育成を行い、以って甲、乙及び丙による魅力ある地域社会の構築及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、以下の項目について三者が相互に連携して協力と支援を行うものとする。

- (1) まちづくりの推進に関すること
- (2) 地域産業の振興に関すること
- (3) 地域の国際化推進に関すること
- (4) 地域医療・福祉の増進に関すること
- (5) 食育に関すること
- (6) NPO・ボランティア活動の促進に関すること
- (7) 環境の保全に関すること
- (8) 男女共同参画に関すること
- (9) 学校教育・社会教育の推進に関すること
- (10) 文化振興に関すること
- (11) IT社会の構築に関すること
- (12) 地域ブランドの創出に関すること
- (13) その他三者が必要と認めた事項

2 前項に基づく三者連携の内容は、別表により定めるものとする。

(施設の利用)

第3条 甲は市政の発展及び施策の充実、乙は地域産業の振興、丙は学術研究の発展のために、それぞれが保有する施設について、その相互利用を可能な限り承認する。

2 施設の利用期間、使用料等前項に基づく利用の方法については、別途協議する。

(情報資産等の取り扱い)

第4条 この協定に基づく連携にあたり、事前に甲、乙及び丙の同意を得たもの以外の情報資産等を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。また、連携により知り得た個人情報については厳格にこれを保護するものとする。

2 前項に規定する事項は、この協定の終了後においても継続するものとする。

(産学官連携推進連絡会議)

第5条 協定第1条の目的を達成するため、甲、乙及び丙は、第2条及び前条に規定するもののほか、三者による連携が可能な事項等について積極的に検討するため、産学官連携推進連絡会議を設置する。

2 産学官連携推進連絡会議は、三者連携による事業の円滑かつ効率的な実施の検討や、実施事業の評価及び改善を適宜行うものとする。

3 その他、甲、乙及び丙が必要と認めた事項の内容については、その都度産学官連携推進連絡会議において必要な協議を行い、定めるものとする。

(協定存続期間)

第6条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも異議の申し立てがないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 1 月 2 1 日

甲 所在地 小牧市堀の内一丁目1番地

名称 小牧市

代表者 小牧市長

申野直輝

乙 所在地 小牧市小牧五丁目253番地

名称 小牧商工会議所

代表者 会頭

社本宮明

丙 所在地 北名古屋市熊之庄古井28番地1

名称 名古屋芸術大学

代表者 学長

榊達雄

別表（第2条関係）

連携事項	連携内容
(1) まちづくりの推進に関すること	甲又は乙が行うまちづくり施策の展開にあたっては、甲、乙及び丙それぞれがにぎわい創出の主体者として、情報交流等を積極的に行うとともに、様々なステークホルダーが持つ活力を活かしながら、地域力の向上を目指し、にぎわいと魅力あるまちづくりの推進を図る。
(2) 地域産業の振興に関すること	甲と丙は、新産業創出、新事業育成に向け、乙との連携の下、人材交流や共同研究、インターンシップ等に積極的に取り組むこととし、三者連携によるにぎわいと活力のあるまちづくりを推進する。
(3) 地域の国際化推進に関すること	甲、乙及び丙は、就労外国籍市民及び留学生への支援を含め、多文化共生の視点を踏まえた国際化施策の展開について連携を行い、多文化共生社会の構築を以って国際色豊かな未来創造都市を目指す。
(4) 地域医療・福祉の増進に関すること	丙は甲、乙との連携の下、音楽療法等、大学の特性を活かした医療や福祉活動を通じ、健康で安心して暮らせるまちづくりの構築を図る。
(5) 食育に関すること	甲が、子どもの健全育成を図るために実施する食育に関する取り組みにあたっては、丙の専門的知見を積極的に活用し、「家庭」、「学校等」、「地域」等での食育を推進することで、安全安心なまちづくりを目指す。
(6) NPO・ボランティア活動の促進に関すること	甲、乙及び丙は、学生の地域交流や市民活動への参加を総合的に推進するとともに、乙にあつては、地域産業を担う事業所におけるNPO・ボランティア活動の受け入れ態勢の整備を図り、地域の力を高めるまちづくりを展開する。
(7) 環境の保全に関すること	丙は、甲、乙が行う環境施策にあたっては、大学が持つ特性を活かした環境教育及び環境保全に対する意識啓発の促進に努め、快適でやすらぎのあるまちづくりを図る。
(8) 男女共同参画に関すること	甲、乙及び丙は、知の共有と相互フィードバックにより、男女共同参画社会の推進を図る。
(9) 学校教育・社会教育の推進に関すること	甲と丙は、図書館の相互利用のほか、相互に保有する資料の共有化を図るとともに、各種生涯学習講座や小牧市民大学、丙の特別講演等への講師相互派遣の充実、学校教育における学生ボランティアとの連携を図る。
(10) 文化振興に関すること	甲、乙及び丙は、芸術文化の振興、地域の文化的資源の保存、展示等について共同研究、連携を行うことで、豊かな心と創造性を育むまちづくりを推進する。
(11) IT社会の構築に関すること	丙は、甲、乙が行うIT施策について、ICT教育等の支援を行い、三者連携によるIT社会の構築を図る。

(12) 地域ブランドの創出 に関する事	甲、乙及び丙は、地域物産あるいは歴史的、文化的資源等のブランド化を検討し、小牧の魅力度や認知度の向上を図る。
(13) その他三者が必要と 認めた事項	その他魅力ある地域社会の構築を推進していくにあたり、甲、乙は丙に各種審議会及び協議会への委員としての参画を促すとともに、共同研究やワークショップの機会の提供に努める。